

[学術論文]

# 「日向神話」の隼人像

原 口 耕 一 郎

Koichiro HARAGUCHI

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

No. 23

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 23号  
2015年3月

**GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES**

NAGOYA CITY UNIVERSITY  
NAGOYA JAPAN  
MARCH 2015

## 【学術論文】

# 「日向神話」の隼人像

原口 耕一郎

### 一. はじめに

『記・紀』の「日向神話」には隼人の祖先が登場する。隼人とは、いうまでもなく古代南九州の人々を指した呼称であるが、「日向神話」において隼人は天皇家と同祖だとされ、隼人が天皇に服従することになった由来が語られている。また「日向神話」は一般に、隼人の風俗歌舞奏上（いわゆる隼人舞）や隼人による王権守護の起源を説く話だともされている。

本稿ではこれら「日向神話」に登場する隼人について、近年の隼人研究を参照しながら、どのような隼人像<sup>1</sup>が描かれているのかを考えてみたい。

さて、はじめに「日向神話」に登場する隼人について確認しておく。なお、ここでいう「日向神話」とは、南九州が舞台となった天孫降臨、コノハナノサクヤヒメの火中出産、海幸彦と山幸彦の物語である海宮訪問のこととしたい。物語の構成要素については、表1・2を参照されたい。これらのうち、本稿で重視するのは海宮訪問譚である。まず火中出産譚をみると、ホノニギとコノハナノサクヤヒメの子

のうち、『古事記』（以下、『記』）において長男のホドリは「隼人の阿多君が祖」とされ、『日本書紀』（以下、『書紀』）第九段本文では長男のホノスソリが「隼人等が始祖」とされている。

続いて海宮訪問譚のあらすじを確認しておこう。兄の海幸彦（隼人の祖先）と弟の山幸彦（天皇家の祖先）の兄弟は、それぞれ釣針と弓矢を交換し、漁／猟にでる。ところが山幸彦は海幸彦の釣針を失くしてしまふ。山幸彦は剣をつぶして釣針を作り謝罪するが、海幸彦は「もとの釣針でなければダメだ」と言って受け取らない。途方に暮れた山幸彦は海神の宮へ行き、歓待され失くした釣針をみつけ、海神から潮を満たす珠と潮を引かせる珠を受け取る。地上に戻った山幸彦は、攻めてきた海幸彦を珠の呪力で溺れさせる。懲らしめられた海幸彦は、山幸彦に仕えることを誓う。このように海宮訪問譚は、隼人の祖先である兄の海幸彦が、天皇家の祖先である弟の山幸彦に屈服し服従する物語であることに注意したい。以下、史料に従い、その文章表現をみておこう。

海宮訪問譚の最後の場面、海幸彦が山幸彦に屈服する場面をみてみると、『記』においては、「荒き心」を起こして攻めてきた海幸彦を、山幸彦は珠の呪力により溺れさせ屈服させる。海幸彦は「稽首」して赦しを乞い、以後、山幸彦の「守護人」として仕えることを誓う。そして溺れたときの「種々の態」を今に至るまで演じていると、すなわち隼人舞の起源が語られる。なお「稽首」とは、新編日本古典文学全集本の頭注によると、仏典語であり、頭を地につけ敬礼することだと

いう。

『書紀』第十段本文では、「伏罪」して赦しを乞う海幸彦は、今後は「俳優の民」となることを誓う。ここでも隼人の風俗歌舞奏上の起源が語られている。なお同本文では、海幸彦であるホノスソリを「吾田君小橋等が本祖」とする。これは隼人の豪族である阿多君に連なる人物であろう。

同一書第二では、「伏罪」して赦しを乞う海幸彦は、今後は「俳人」「狗人」となり山幸彦に仕えることを誓い、また、山幸彦の「神徳」を知る。さらに海幸彦の子孫である「諸の隼人等」が、天皇の宮に狗として奉仕すること、すなわち隼人の狗吠の起源が語られる。

他の所伝でも同様の物語が展開するが、それらにおいて海幸彦は、隼人の祖先だと明言されてはいない。

以上、「日向神話」に登場する隼人について確認したが、海宮訪問譚において、隼人に対する懲罰的とも言いうる描写があることに注意したい。天皇家の祖先である山幸彦に従わなかった、隼人の祖先である海幸彦は、屈服させられ罪に伏して赦しを乞い、永遠の服従を誓った。それは遙か神代に定まったことなのである。

## 二、隼人研究の概略

ここで、現在の隼人研究の概略について簡潔に振り返ってみたい。紙数の都合上、その結論のみ触れ、議論の詳細を述べることはできないが、拙稿で先行研究や参考文献を指示しているので参照された

い。

隼人とは、天皇の権威を高めるため、国家の威儀を整えるため、中国の華夷思想に基づき夷狄概念を援用しながら政治的に創出された、制度としての「異民族」であるといえよう。古代王権が南九州の人々を隼人と呼びはじめたのは天武朝のことであると考えられ、それより前の時期の『記・紀』隼人関係記事は文飾だと考えられる。それらの記事の中には、明らかに漢籍や中国的夷狄観に基づくものがある。南九州の人々は、政治的ないし政策上の転換により、九世紀初頭以降は隼人と呼ばれなくなる。つまり、南九州の人々が隼人だとされたのは一二〇年間ほどのことにすぎない。また、肥後国域に隼人とされた人々はおらず、種子島・屋久島から奄美諸島・沖縄諸島にかけての人々は南島人であつて隼人ではない。もともと日向国は、現在の宮崎県域と鹿児島県本土域を包括した広大な範囲であつたと考えられるが、その広域日向国から薩摩・大隅両国域を除いた地域、すなわち現在の宮崎県域の人々が隼人だとされた例は、古代史料上ひとつもない。したがって薩摩・大隅両国域、現在の鹿児島県本土域の人々のみが隼人だとされていたと考えられる。もちろん、古代の国境と現在の県境がまったく同じであるわけではないことに注意する必要がある。なお、島嶼地域である薩摩国甑島郡の人々は隼人だとされていた。また薩摩国出水郡のように、薩摩・大隅両国においても住民が隼人だとはされていなかったであろう地域も想定されている。隼人とは、薩摩・大隅両国の人々と他地域の人々を文化的要素によって区分したというより

も、むしろ行政的な区分、ある種の身分制度だと考えた方が理解しやすい政治的概念である。したがって、「政治的に創出された身分制度としての隼人」「文献上にあらわれる隼人像」と「古代南九州の人々の実態」は、可能な限り明確に区別しなければならぬ。

史料1『芸文類聚』卷十一 帝王部一 帝夏禹

帝王世紀曰。伯禹夏后氏。姁姓也。〈中略〉長<sub>二</sub>於西羌<sub>一</sub>。西羌夷人也。〈後略〉

史料2『初学記』卷九 帝王部 總叙帝王

伯禹帝夏后氏。帝王世紀曰。禹。姁姓也。〈中略〉長<sub>二</sub>於西羌<sub>一</sub>。

西夷人也。〈後略〉

史料3『太平御覽』卷八十二 皇王部七 夏帝禹

帝王世紀曰。伯禹夏后氏。姁姓也。〈中略〉長<sub>二</sub>於西羌<sub>一</sub>。夷人。

〈後略〉

『帝王世紀』によると、禹は「西羌」に長じた「夷人」だという。晋・皇甫謐『帝王世紀』は、特に『書紀』編纂に際して参考にされた可能性が高い史書として、最近注目されている<sup>3</sup>。したがって、隼人が夷狄であること、隼人が天皇と同祖であること、天皇家が「蕃夷の地」に出自を持つことは、禹という「偉大なる聖帝」の類例が中国にあるため、異とするには及ぶまい<sup>4</sup>。

### 三 『記・紀』編纂時における南九州情勢

次に『記・紀』編纂時における隼人あるいは南九州情勢を確認して

おきたい。『書紀』による限り、七世紀末までの南九州情勢は比較的平穏である。しかし、七世紀最末期から不穏な情勢となり、八世紀はじめにかけて軍事衝突さえ発生するようになる。この点について、本稿の主旨に関わる範囲で確認したい<sup>5</sup>。

天武十一年（六八二）秋七月、隼人が来朝し方物を貢じ、大隅隼人と阿多隼人が相撲を行った<sup>6</sup>。これが史料上の隼人の「初見」記事である。その後、天武の殯において隼人は誅を行い<sup>7</sup>、賜禄され<sup>8</sup>、さらに持統年間においては、隼人居住地に僧を送り仏教を伝えよとの詔が出され<sup>9</sup>、また朝貢に関する記事がある<sup>10</sup>。

以上のように、七世紀末までの対隼人／南九州情勢は、少なくとも表面上は平穏であるのだが、文武朝に入る頃から、状況は変わりはじめるといえる。

まず文武年間に、南島に派遣された覓国使を南九州の豪族が脅迫するという事件が発生し、政府は竺志惣領に命じてこれを処分させる<sup>11</sup>が、そもそも派遣に際して、政府が覓国使に武器を支給していることが注目される<sup>12</sup>。これら南九州の豪族は隼人の首長層であったと考えられ、この事件について、国郡制施行への反発と理解する説<sup>13</sup>と、南九州と南島の間存在した通交・交易を阻害されることへの反発と理解する説<sup>14</sup>とがあるが、いずれにせよ、政府の支配が強まることへの反発として発生した事件であろう。

続いて大宝二年（七〇二）には、薩摩国成立に際して「反乱」が起き、政府と隼人の間に軍事衝突が発生している。『続日本紀』（以下、

『続紀』大宝二年（七〇二）八月丙申朔条は「校<sub>レ</sub>戸置<sub>レ</sub>吏」とあるように薩摩国と多禰嶋の成立に関する記事であるが、「発<sub>レ</sub>兵征討」する事態となっている。その後には戦後処理がなされているが、「要害之地」に「建<sub>レ</sub>柵置<sub>レ</sub>戍」ことが建議され、許可されている<sup>15</sup>。この「反乱」も大局的に見れば、政府の支配が強まることへの、地域社会の反発および抵抗のあらわれだと考えられよう。

さらに和銅六年（七一三）には、薩摩国同様大隅国成立に際しても「反乱」が起き、政府・隼人間の軍事衝突ののち、豊前からの移民政策が採られている。まず同年四月に日向国から四郡をさいて大隅国が設置される<sup>16</sup>が、同年七月には「隼賊」との戦いで功績をあげた軍士への褒賞がなされており<sup>17</sup>、大隅建国に際して軍事衝突が発生したことが確認できる。また、隼人は「昏荒野心」にして「未<sub>レ</sub>習<sub>レ</sub>憲法」という状態であるため、豊前からの移民に隼人を教導させるのだという<sup>18</sup>。

そして養老四年（七二〇）には、大隅国守が殺害されるという最大にして最後となる隼人の「反乱」が起り、戦闘が一年数ヶ月間にも及ぶという事態となる。まず養老四年二月末に隼人「反乱」の急報が届き<sup>19</sup>、政府側の反応は早く三月はじめには大伴旅人を司令官とした「征討」軍の編成がなされた<sup>20</sup>。その後、「乱」の経過を伝える史料もあるが<sup>21</sup>、養老五年（七二二）七月に至りようやく戦いが終結する<sup>22</sup>。さらに有功者への褒賞や南九州三国への負担軽減措置などの戦後処理がなされている<sup>23</sup>。以上が、史料上確認される最後の「隼人の反乱」

である。

ここまで確認してきた通り、『記・紀』編纂時にあたる八世紀はじめには、対隼人／南九州政策は緊迫の度合いを強め、軍事衝突さえ発生する状況であった。したがって政府とすれば、隼人支配あるいは南九州支配を正当化するイデオロギーの構築が必要であったと考えられる<sup>24</sup>。

ところで、和銅五年（七二二）の『記』『日向神話』は阿多（薩摩側）を中心に取り上げており、大隅に関すると考えられる地名等にはあまり触れない。養老四年の『書紀』『日向神話』は、登場するのが「隼人等が始祖」（第九段火中出産譚・本文）、「諸の隼人等」（第十段海宮訪問譚・一書第二）と必ずしも阿多（薩摩側）に舞台を限定しているわけではなく、カシなど大隅に関すると考えられる地名等にも触れている。これは大宝二年に薩摩側で、和銅六年および養老四年に大隅側を中心に軍事衝突が発生した、当時の状況を反映する可能性も考えられよう<sup>25</sup>。

ここまでの考察をまとめてみると、懲罰的要素を含みつつ隼人の服属や風俗歌舞奏上などの起源が説かれるという『記・紀』『日向神話』のストーリーは、七世紀代よりも、むしろ八世紀に入ってから隼人／南九州情勢との一致が認められると考えられよう。

#### 四．隼人の風俗歌舞奏上の開始時期について

日本古代における「夷狄」をめぐる研究において、隼人と蝦夷・南

島人の間の差異が問題となつてゐる。隼人は風俗歌舞を奏上するが、蝦夷と南島人にはそれがみられないとし、風俗歌舞奏上の有無を争点のひとつとして、隼人と蝦夷・南島人の位置付けの違いが論じられてゐる。すなわち、蝦夷・南島人は夷狄であるが隼人は夷狄として位置付けられてはいなかつた、との問題提起である。これは重要な論点であるため、順を追つて確認したい。

史料4『日本書紀』 天武十年(六八二) 九月庚戌条

饗<sub>二</sub>多禰嶋人等于飛鳥寺西河辺<sub>一</sub>、奏<sub>二</sub>種種樂<sub>一</sub>。

史料5『日本書紀』 天武十一年(六八三) 七月戊午条

饗<sub>二</sub>隼人等於飛鳥寺之西<sub>一</sub>、發<sub>二</sub>種々樂<sub>一</sub>。仍賜<sub>レ</sub>祿各有<sub>レ</sub>差。道

俗悉見之。(後略)

この問題をめぐつては、史料4・5記事の演奏主体について、大平聡により以下の議論がなされた。史料4記事で「奏<sub>二</sub>種種樂<sub>一</sub>」してゐるのは多禰嶋人ではない。ここでは天武が饗してゐるのだから、「奏<sub>二</sub>種種樂<sub>一</sub>」の主語も天武である。この「奏」はかなでる、演奏するといふ意味であり奏上ではない。同じ構文の隼人記事(史料5)では「發」と、より演奏行為が明らかな用字であり、奏上という意味ではない。これら両記事は使役形に理解し演じさせたと解釈することもできない。なお賜祿は饗宴とセットなのであり、風俗歌舞を奏上したから賜祿されたのではない。したがつて南島人の風俗歌舞奏上は史料上確認できない、との指摘がなされた<sup>26)</sup>。

これに対して永山修一は、次のように反論する。

史料6『日本書紀』 清寧天皇四年(四八三) 秋八月丁未朔癸

丑条

天皇親録<sub>二</sub>囚徒<sub>一</sub>。是日、蝦夷・隼人並内附。

史料7『日本書紀』 欽明天皇元年(五四〇) 三月条

蝦夷・隼人、並率<sub>レ</sub>衆帰附。

史料8『日本書紀』 齐明天皇元年(六五五) 是歳条

高麗・百濟・新羅、並遣<sub>レ</sub>使進調。(百濟大使西部達率余宜受、副

使東部恩率調信仁、凡一百餘人。)蝦夷・隼人率<sub>レ</sub>衆内属、詣<sub>レ</sub>闕朝

献。新羅別以<sub>二</sub>及滄弥武<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>質、以<sub>二</sub>十二人<sub>一</sub>為<sub>二</sub>才伎者<sub>一</sub>。弥

武遇疾而死。是年也、太歳乙卯。

史料9『続日本紀』 和銅三年(七一〇) 正月壬午朔条

天皇御<sub>二</sub>大極殿<sub>一</sub>受<sub>レ</sub>朝。隼人・蝦夷等、亦在<sub>レ</sub>列。左將軍正五位

位上大伴宿禰旅人・副將軍從五位下穗積朝臣老、右將軍正五位

下佐伯宿禰石湯・副將軍從五位下小野朝臣馬養等、於<sub>二</sub>皇城門

外朱雀路東西一分頭、陳<sub>二</sub>列騎兵<sub>一</sub>、引<sub>二</sub>隼人・蝦夷等<sub>一</sub>而進。

史料10『続日本紀』 和銅三年 正月丁卯条

天皇御<sub>二</sub>重閣門<sub>一</sub>、賜<sub>二</sub>宴文武百官并隼人・蝦夷<sub>一</sub>、奏<sub>二</sub>諸方樂<sub>一</sub>。

從五位已上賜<sub>二</sub>衣一襲<sub>一</sub>。隼人・蝦夷等、亦授<sub>レ</sub>位賜<sub>レ</sub>祿各有<sub>レ</sub>

差。

史料11『続日本紀』 靈龜元年(七一五) 正月甲申朔条

天皇御<sub>二</sub>大極殿<sub>一</sub>受<sub>レ</sub>朝。皇太子始加<sub>二</sub>三礼服<sub>一</sub>拜朝。陸奥・出羽

蝦夷并南嶋奄美・夜久・度感・信覺・球美等、來朝各貢<sub>二</sub>方物

「日向神話」の隼人像（原口）

六

一。其儀、朱雀門左右、陣<sup>二</sup>、列鼓吹・騎兵<sup>一</sup>。元会之日、用<sup>二</sup>鉦鼓<sup>一</sup>、自<sup>レ</sup>是始矣。是日、東方慶雲見。遠江国献<sup>二</sup>白狐<sup>一</sup>。丹波国献<sup>二</sup>白鴿<sup>一</sup>。

史料12『続日本紀』 靈龜元年 正月戊戌条

蝦夷及南嶋七十七人、授<sup>レ</sup>位有<sup>レ</sup>差。

史料13『続日本紀』 養老元年（七二七） 四月甲午条

天皇御<sup>二</sup>西朝<sup>一</sup>。大隅・薩摩<sup>二</sup>国隼人等、奏<sup>二</sup>風俗歌舞<sup>一</sup>。授<sup>レ</sup>位賜<sup>レ</sup>禄各有<sup>レ</sup>差。

『書紀』『続紀』にみえる隼人、南島人と蝦夷が並記される記事のみていくと、史料6と12となる。隼人は和銅三年（史料9と10）までは蝦夷と並記されるが、靈龜元年（史料11と12）以降は南島人が隼人にかわって蝦夷と並記されるようになる。もちろん天武朝より前の時期の記事（史料6と8）を歴史的事実とみることはできないが、『書紀』編纂段階で隼人は蝦夷と並記されるべき存在として認識されていた。また大平自身が指摘したように、天武朝の記事（史料5）では隼人が「種々楽」をなしたわけではない、すなわち隼人が風俗歌舞の奏上を行ったわけではないので、隼人の風俗歌舞奏上の確実な例は養老元年の史料13となる。ようするに隼人が蝦夷や南島人と明らかに区別されて扱われるようになるのは、和銅三年から養老元年の間であり、大宝令制定時点で隼人が夷狄ではなかったと言いつつ切れない、と指摘した<sup>278</sup>。

ここで私見を付け加えてみたい。永山の指摘通り、和銅三年頃まで

の時期において隼人は蝦夷とともに朝賀などに参加し両者は並記されるが、遅くとも靈龜元年以降の朝賀などにおいては蝦夷と南島人がこれに参加し、南島人が隼人にかわって蝦夷と並記されるようになっていく。つまり隼人と蝦夷は異なる扱いを受けるようになっていく。

史料14『令集解』卷五 職員令60隼人司条

隼人司

正一人。掌<sup>下</sup>檢<sup>一</sup>、校隼人<sup>一</sup>。（謂。隼人者。分番上下。一年為<sup>レ</sup>限。其下番在<sup>レ</sup>家者。差<sup>二</sup>科課役<sup>一</sup>。及簡<sup>二</sup>点兵士<sup>一</sup>。一如<sup>二</sup>凡人<sup>一</sup>。積<sup>レ</sup>云。畿内及諸国。有<sup>二</sup>附貴<sup>一</sup>者。課<sup>二</sup>調役<sup>一</sup>。及簡<sup>二</sup>点兵士<sup>一</sup>。古<sup>レ</sup>記亦同<sup>レ</sup>之。朱云。凡此隼人者良人也。古<sup>レ</sup>辭云。薩摩大隅等国人。初<sup>レ</sup>捍。後服也。諾請云。已為<sup>レ</sup>犬。奉<sup>二</sup>仕人君<sup>一</sup>者。此則名<sup>二</sup>隼人<sup>一</sup>耳。及名帳。教<sup>二</sup>習歌舞<sup>一</sup>。穴云。隼人之職是也。朱云。教<sup>二</sup>習歌舞<sup>一</sup>。謂隼人之中。可有<sup>レ</sup>師也。其歌舞。不<sup>レ</sup>在<sup>二</sup>常人之歌舞<sup>一</sup>。可<sup>レ</sup>別也。造<sup>二</sup>竹筥<sup>一</sup>一事上。朱云。一端耳。竹扇等。亦可<sup>レ</sup>作者。私所<sup>レ</sup>不見<sup>レ</sup>文。）

※問。竹筥為<sup>レ</sup>何用。答。不<sup>レ</sup>見者。私<sup>レ</sup>不見文。

佑一人。令史一人。使部十人。直丁一人。隼人。

隼人の風俗歌舞奏上の確実な初見は養老元年（史料13）であるが、養老令隼人司条には「教<sup>二</sup>習歌舞<sup>一</sup>」とこれについての規定がある（史料14参照）。職員令集解60隼人司条には大宝令の注釈書である『古記』が引かれている（史料14）ので、隼人司に関する規定が大宝令段階で存在したことは確実であろう。しかし「教<sup>二</sup>習歌舞<sup>一</sup>」の注釈

部分に『古記』は引かれておらず(史料14)、大宝令段階で風俗歌舞の規定が存在したとは言いい切れない。また天武・持統朝に隼人は相撲を行っているが、隼人の相撲については二例(天武紀十一年秋七月甲午条、持統紀九年(六九五)五月丁卯条)しか確認されず、持統朝以後、隼人に対する政策が変わった可能性があることを考慮する必要がある。さらに、『記・紀』の海宮訪問譚では隼人の風俗歌舞奏上の起源が説かれていたが、『記』の海宮訪問譚は風俗歌舞に触れているから、『記』が成立した和銅五年段階でこれがなされていたか、あるいは少なくともその計画があったと言つてよいであろう。以上を総合すると、隼人が蝦夷や南島人と明らかに区別されて扱われるようになり、風俗歌舞奏上が開始されたのは、和銅三年から養老元年の間である可能性が高いものと考えられる<sup>30)</sup>。私はかつて隼人の風俗歌舞奏上が大宝令段階、あるいはそれ以前にさかのぼる可能性について示唆した<sup>31)</sup>が、失考であった。よつて、これを撤回し見解をあらためたい。

##### 五. 隼人による王権守護の開始時期について

続いて隼人による王権守護について考えてみたい。隼人は守衛、吠声、行幸への参加など、天皇を呪術的に守護する存在<sup>32)</sup>ともされる。隼人は夷狄的性格と王権守護的性格との二面性を持つと言及されることもある。このような王権守護的性格は、蝦夷や南島人にはみられないともされる<sup>33)</sup>。ところで、隼人の王権守護的性格が史料に明記され確認されるのは、『記・紀』の海宮訪問譚が初見ではなからうか。

『記』のそれでは隼人が「守護人」として天皇に奉仕する起源が説かれている。『書紀』のそれでは第十段一書第二のみ「狗人」となることや、天皇の宮垣に「吠狗」して仕えることの起源が説かれている。

隼人による天皇守衛については、『令義解』『令釈』がともに「簡<sup>34)</sup>点兵士<sup>35)</sup>」の職掌に触れ、『古記』も「亦同<sup>36)</sup>之」なのであるから(史料14)、大宝令段階でこれが行われていたか、あるいはその計画があったのであろう。しかし仮にそうだととしても、「簡<sup>34)</sup>点兵士<sup>35)</sup>」とは一般的な用語であり、大宝令段階で一般の兵士と同様の天皇守衛以上の機能、すなわち、「隼人ならでは」の「特殊<sup>37)</sup>」な呪術的守衛までが期待されていたのかは定かではない。『記』でも『書紀』でも、「神話」において隼人の天皇守衛の起源が語られることを重視したい。ことに『記』において、海幸彦が天皇の守護人となることを誓ったがゆえに、「今に至るまで」風俗歌舞を奏上しているのだ、と両者が一連のものとして描かれていることに注目したい。『記』の海宮訪問譚は仏教類書『経律異相』卷三二「善友好求珠喪眼還明<sup>38)</sup>」を直接の典拠とする<sup>39)</sup>が、両者において「守護」の用字が一致することはきわめて重要である。なお、史料14(職員令集解60隼人司条)で議論の対象となっている隼人とは、隼人司管轄下の畿内隼人であり<sup>40)</sup>、薩摩・大隅両国が隼人司の管轄下にあるわけではないことに注意したい。

次に隼人の吠声について。一般に隼人の吠声には、天皇を呪術的に守護する機能があると考えられている。『万葉集』に「隼人の名に負ふ夜声いちしろくわが名は告りつ妻とたのませ」(巻一、寄物陳思、

二四九七番）の歌があるため、吠声が八世紀代にさかのぼることは確実であろうが、職員令集解60隼人司条に引かれる『古辞』（史料14）では、「はじめ荒々しかった隼人はのちに服属し、犬として天皇に奉仕するようになった」という主旨のことが述べられている。もし、これが多少なりとも事実を伝えるものであるならば、隼人が「狗人」となり「吠狗」するようになったのは、後次的なものだということになる。『記』が吠声に触れないことも重要であろう。

さらに隼人の行幸参加についても、いわゆる悪霊払いのような呪術的機能が期待されたとされる。これについては宮衛令集解26車駕出入条に『古記』が引かれており（史料15）、

史料15『令集解』卷廿四 宮衛令26車駕出入条

凡車駕出入。諸從<sub>レ</sub>駕人当按次第。如<sub>二</sub>鹵簿<sub>一</sub>。〔謂。当按。猶

二列次<sub>一</sub>也。言諸衛各整<sub>二</sub>当陣列次<sub>一</sub>。令<sub>レ</sub>其不<sub>二</sub>雜乱<sub>一</sub>也。釈云。鄭玄

注礼記云。不<sub>レ</sub>失<sub>二</sub>其所<sub>一</sub>曰<sub>レ</sub>当。猶<sub>二</sub>俗言<sub>二</sub>当頭<sub>一</sub>也。当読去声。〔古記云。

当按。謂<sub>二</sub>亦次<sub>一</sub>耳。鹵簿<sub>一</sub>。謂行幸之<sub>一</sub>也。仮令。行<sub>二</sub>芳野<sub>一</sub>。左右京

職列<sub>レ</sub>道。次隼人司。衛門府。次左衛士府。次図書寮。如<sub>レ</sub>此諸司当次

〔耳。至<sub>二</sub>羅城之外<sub>一</sub>。倭国列<sub>レ</sub>道。京職停止也。穴云。儀制令唐答。

鹵簿隊仗之名也。問。鹵簿<sub>一</sub>在<sub>二</sub>誰司<sub>一</sub>哉。答。不<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>文。臨時行幸之

時。而諸司造耳。非。或云。師云。鹵簿<sub>一</sub>常可<sub>レ</sub>有。但在<sub>二</sub>其司<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>見

同。但別司可<sub>レ</sub>有。在<sub>レ</sub>穴。朱云。問。当按事歟也。答。然如<sub>レ</sub>文説

也。去<sub>レ</sub>御<sub>二</sub>三百歩内<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>持<sub>二</sub>兵器<sub>一</sub>。其宿衛人從<sub>レ</sub>駕者聽之。

〔跡云。去<sub>レ</sub>御。謂<sub>二</sub>面相去限<sub>二</sub>此三百歩内<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>持<sub>二</sub>兵器<sub>一</sub>。故上

条云。驅<sub>二</sub>斥所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>当<sub>レ</sub>留者<sub>一</sub>。此三百歩外合<sub>二</sub>驅斥<sub>一</sub>。又從<sub>レ</sub>駕人。須  
與之間往来者不<sub>レ</sub>禁。故云<sub>二</sub>從<sub>レ</sub>駕者聽<sub>一</sub>。朱云。問。雖<sub>二</sub>宿衛人<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>從<sub>レ</sub>  
駕者不<sub>レ</sub>聽哉。答。然也。不<sub>レ</sub>從<sub>レ</sub>駕者。同<sub>二</sub>上文三百歩内不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>持<sub>二</sub>  
兵器<sub>一</sub>耳者。〕

隼人司（管轄下の隼人）の行幸参加に触れている。ただしここでは、『古記』編纂時である天平年間頃の吉野行幸における鹵簿の具体例が例示されているものとも考えられ<sup>35</sup>、『古記』が引かれているからといって、ただちに大宝令段階における行幸参加が保証されるわけではない。仁藤敦史によると、行幸関係の律令諸規定を通覧すると、行幸については具体的な規定は存在せず、実際の行幸においてこれら法規  
定は空文化していたものと推測され、律令制定時に行幸についての明確なプランが未定だった可能性もあり、「律令国家」における行幸関係の制度が整備されるのは天平年間後半だと考えられるのだ<sup>36</sup>。さて、隼人の行幸参加に求められた機能が吠声による避邪および天皇守護にあるとするならば、それは吠声の開始と同時に、それ以降に開始されたものと考えられる。『記・紀』とも海宮訪問譚では行幸参加に触れていないのである。隼人の行幸参加の実例については、『統紀』天平一五年（七四三）七月庚子条の聖武天皇の石原宮行幸記事が史料上の初見かともされる<sup>37</sup>。

最後に隼人の名義について、「隼」の用字が『周礼』鄭玄注、『釈名』などにみえる、四神思想における南方を守護する存在である「鳥隼」から採用されたことが、現在における通説的理解となつて

いる<sup>38</sup>。しかしこれには、隼人が居住するのは「西海道」であり、また隼人は「西隅小賊」<sup>39</sup>とも表現され、西方の存在だとして観念されていたとする有力な反論がある<sup>40</sup>。また、私は隼人の名義について、『易経』繫辞下伝にみえる世に患害をなす小人の象徴としての隼像、『国語』魯語下にみえる遠方の夷狄の象徴、あるいはきざしとして描かれている隼像の存在を指摘した。したがって、隼人の名義が王権を守護する四神思想から採用されたとする通説には、躊躇を覚えざるを得ないのである<sup>41</sup>。

以上確認したように、隼人による呪術的な王権守護が八世紀初頭までになされていたことを示す証拠はなく、これらは後次的な機能だと考えられよう。呪術的な要素を含む王権守護が蝦夷・南島人にはみられず、隼人のみに付随する機能であるとするならば、その初期は両者の行政上の扱いが異なりはじめる和銅・養老年間に求められるのではなからうか。行幸参加についてはさらに遅れる可能性もあるが、隼人の王権守護的性格、特にその呪術的機能が明確化しスタートしたのは、風俗歌舞奏上と同じく和銅三年から養老元年の間である可能性が高いものと考えたい<sup>42</sup>。

## 六、奈良時代の「日向神話」

『延喜式』には「神代三陵」の記載があるが、それは「日向」にあるとしか記されておらず、その詳細は不明とするほかない。

史料31『延喜式』卷第二十一 諸陵寮

日向埃山陵（天津彦彦火瓊杵尊。在日向国<sup>1</sup>。無<sup>2</sup>陵戸<sup>1</sup>。）  
日向高屋山上陵（彦火火出見尊。在日向国<sup>1</sup>。無<sup>2</sup>陵戸<sup>1</sup>。）  
日向吾平山上陵（彦波瀲武草不耜合尊。在日向国<sup>1</sup>。無<sup>2</sup>陵戸<sup>1</sup>。）

（已上神代三陵。於山城国葛野郡田邑陵南原<sup>1</sup>祭之。其兆城東西一町。南北一町。）

ここでは、「以上の神代三陵については、山城国葛野郡の田邑陵で祭る」という主旨のことが述べられているが、田邑陵とは文徳天皇陵であり、その文徳が亡くなったのは天安二年（八五八）である。永山はこれについて、「八五八年に亡くなった天皇の陵で日向三代を祭るわけですから、祭りをしようになったのは八五八年より後のことと考えられます。したがって古代には、神代三代の陵がどこにあるかということは、どうでも良かったことなのだろうと思われます」と指摘する<sup>43</sup>。奈良時代において、「日向」が天皇家祭祀との関わりで重視された形跡はほとんどない<sup>44</sup>。奈良時代の人々にとつて、天皇家の「父祖の地」が「日向」であり、初代の王が「日向」から東征してきたなど、はたしてどれほど信じられていたのであろうか。誰も信じてはいなかったからこそ、「日向」にあるとされる「神代三陵」は「どうでも良」い扱いをされたのではなからうか。奈良時代の人々にとつて、「日向神話」が事実上『記・紀』編纂時の創作であることは、明々白々なことではなかったか。

『書紀』の「想定読者」について、貴族官人層だとする見解がなされ<sup>45</sup>、支持されている。貴族官人層だけでなく、あるいは地方豪族を

も想定読者に含めるべきかもしれないが、いずれにせよ、『書紀』が国内向けに編まれた史書であるということに、私も賛同したい。

ところで、『書紀』が国内向けの史書であるからこそ、天皇に都合の良いよう内容を自由に創作することは難しかった、との議論がある。<sup>46</sup>確かにそのようなこともあるかもしれないが、一概にこれを否定することはできないが、しかし、このような考え方には、いささか腑に落ちない点がある。よくいわれる養老五年の養老講書がなされた<sup>47</sup>として、その場にいあわせた官人たちは、『書紀』の語る「歴史」に心服しなければならぬのであろうか。そうではあるまい。『書紀』に記されたことについて官人たちは、公の場で表面上従えば、それでよかったのである。養老年間に生きた官人たちは、『書紀』の語るタテマエを、それが「大本宮発表」であることを、理解していたのである。しかし数世代が交代し、百年も経てば、いつしか『書紀』に記されたことが「本当のこと」になってしまう。そしてわれわれは、一三〇〇年後も、いまだ『書紀』の呪縛から解放されたとはいえない。その点、『書紀』は編纂者が想定していたよりも日本の思想史や宗教史に大きな影響を与え続け、予想外の「成功」だったのでなかろうか。『書紀』編纂者も想定される読者たちも、まさか『書紀』の記述がこれほどまでに影響を与えうるとは、当時、考えられてはいなかったのではあるまいか。以上のことは、基本的には『記』についても同様であろう。

なお「日向神話」は、隼人に向けて、すなわち隼人を懐柔するため

に創られたのではない。南九州支配および隼人支配の正当性／正統性を主に国内へ喧伝するために創作されたのであろう。それは当時の官人たちの「共通理解」であったと思われる。

### 七. むすび——八世紀の求めた「神話」

隼人は記紀神話に登場するが、蝦夷と南島人は登場しない。このような点も含め、隼人の位置付け、蝦夷・南島人との差異について、私は次のように考えている。隼人、蝦夷、南島人は夷狄として設定されたが、支配の進展など政治状況の推移により、和銅年間頃から隼人は蝦夷・南島人とは異なる扱いをなされるようになり、実質的には夷狄だとはされなくなった可能性が高い。しかし『続紀』の記事をみると、その後も養老年間あたりまで隼人は蕃夷に関する用語で形容されており、史料の文章表現から伺われるイデオロギー的な認識としては夷狄視され続けている。このような八世紀はじめの隼人を取り巻く複雑な政治情勢のもとで、一方では蝦夷・南島人とは異なり隼人の風俗歌舞奏上や王権守護が開始され、一方では蝦夷同様に隼人を蕃夷に関する用語で形容する『書紀』の認識があるという状況へ至ったものと思われる<sup>48</sup>。

さて『記・紀』の「日向神話」には仏教類書の利用も指摘されており<sup>49</sup>、その編纂時における文飾を考慮しなければならない<sup>50</sup>。なお八世紀はじめには東北地方でも蝦夷の「反乱」が起こる。記紀神話に隼人が取り上げられ、蝦夷が取り上げられなかった点については、次の

ように考えることも可能ではなからうか。南九州における隼人の居住域は鹿児島県本土域のみであり、養老五年を最後に軍事衝突も終わる。しかし蝦夷居住域は東北地方中・北部と広く、軍事衝突も後々まで続く。よって、おそらくは八世紀はじめまでの段階で、隼人や南九州については「版図」に取り込むという目途がついたか、あるいはそれを成し遂げるという強力な意思決定がなされたが、蝦夷や東北地方についてはその目途が立たなかったからではなからうか<sup>51</sup>。むろん、これがすべてではないかもしれないが、少なくとも理由の一つとしては想定可能であろう。

本稿では政府と隼人の軍事衝突、風俗歌舞奏上の始期、王権守護的性格の始期、対蝦夷政策との対比といった観点から、「日向神話」に描かれた隼人像についての検討を行った。以上の本稿における考察を総合すると、「日向神話」に登場する隼人については、八世紀の隼人あるいは南九州情勢を反映している可能性が高いものと考えられよう。したがって「日向神話」に描かれた隼人像は、「八世紀の求めた隼人」であり、現行「日向神話」が最終的にまとめられたのは、八世紀であると同様に理解したい。私は以前に、天武朝より前の時期の『記・紀』隼人関係記事が最終的に述べられたのが、八世紀であることを示唆した<sup>52</sup>が、本稿で考察してきたことはこれとも合致する。以上が、本稿の結論である。

#### 付記

本稿は、平成二五年六月一六日に宮崎市のフェニックス・シーガイアリゾート・サンホテルフェニックス国際会議場ホールAにて開催された平成二五年度古事記学会大会（第六〇回）における口頭報告「日向神話」の隼人像と隼人研究の視点から、および同年一〇月二〇日に鹿児島市の鹿児島歴史資料センター黎明館にて開催された隼人文化研究会例会における口頭報告「大宝令前後の隼人」に基づいている。また本稿は、公益財団法人松下幸之助記念財団二〇一二年度研究助成「中国文献および中国思想の伝来と受容からみた古代日本天皇制の特質に関する政治思想的な研究」による成果の一部である。なお本稿を成すにあたっては、平成二四年六月一〇日に鹿児島市の鹿児島歴史資料センター黎明館にて開催された隼人文化研究会例会における永山修一の報告「隼人Ⅱ夷狄論」批判について―伊藤循氏の高論に接して―に大きな示唆を得た。

#### 註

<sup>1</sup> 私はこれまで隼人について論じてきたが、本稿はそれらと重なり合う点も多く、あわせて参照されたい。拙稿『記・紀』隼人関係記事の再検討（一）（二）（名古屋市立大学大学院人間文化研究科編『人間文化研究』九・一五、二〇〇八・二〇一一年）、拙稿「日向神話」と南九州、隼人―出典論との関わりから―（鹿児島地域史

研究会編『鹿兒島地域史研究』五、二〇〇九年。

また、これら拙稿については、伊藤循による批判が寄せられていることを申し添えておく。伊藤循「延喜式における隼人の天皇守護と「隼人」夷狄論」批判」（東京都立大学人文学部／首都大学東京都市教養学部人文・社会系編『人文学報』四六〇、二〇一二年）。また、以下の論考も参照されたい。伊藤循「蝦夷と隼人はどこが違うか」（吉村武彦ほか編『争点日本の歴史 第3巻古代編II』、新人物往来社、一九九一年）、伊藤循「古代王権と異民族」（歴史学研究会編『歴史学研究』六六五、一九九四年）、など。

なお私は、伊藤への反批判を行った。拙稿「文章表現からみた隼人」（大隅国建国一三〇〇年記念事業実行委員会・霧島市・霧島市教育委員会編『大隅国建国一三〇〇年記念シンポジウム資料集 大隅国建国がもたらしたもの』、二〇一三年）、拙稿「隼人研究の背景」（宮崎考古学会編『宮崎考古』二四、二〇一三年）、拙稿「隼人論の現在」（古代学協会編『古代文化』六六・二、二〇一四年）、拙稿「大宝令前後における隼人の位置付けをめぐって」（加藤謙吉編『日本古代の王権と地方』、大和書房、二〇一五年刊行予定）。

<sup>2</sup> 拙稿註1「『記・紀』隼人関係記事の再検討（一）（二）」にて研究史に触れ、近年の隼人研究の整理を行ったので参照されたい。

<sup>3</sup> 勝村哲也「修文殿御覽天部の復元」（山田慶兒編『中國の科學と科  
學者』、京都大学人文科学研究所、一九七八年）、瀬間正之「日本書  
紀開關神話生成論の背景」（『上智大学国文学科紀要』一七、二〇〇

〇年）、角林文雄『日本書紀』・『古事記』冒頭部分と中国史書  
（『京都産業大学日本文化研究所紀要』六、二〇〇〇年）、瀬間正之  
「古事記序文開關神話生成論の背景」（『上智大学国文学科紀要』一  
八、二〇〇一年）、戸川芳郎『漢代の學術と文化』（研文出版、二〇  
〇二年）、毛利正守「日本書紀冒頭部の意義及び位置づけ——書紀  
における引用と利用を通して——」（『東京大学国語国文学会編『國  
語と國文學』八二・一〇、二〇〇五年）、瀬間正之「アメツチノハ  
ジメ」（『國文學』解釈と教材の研究―）五一・一、二〇〇六年）、  
池田昌広『日本書紀』書名論序説（『佛教大学大学院紀要』三五、  
二〇〇七年）、池田昌広『日本書紀』は「正史」か（『鷹陵史学会  
編『鷹陵史学』三三、二〇〇七年）、尾崎勲「中大兄皇子と周公旦  
…斉明朝の「肅慎」入朝が意図すること」（『松学舎大学21世紀C  
OEプログラム』『日本漢文学研究』二、二〇〇七年）、拙稿註1  
「『日向神話』と南九州、隼人―出典論との関わりから―」、森博達  
『日本書紀成立の真実——書き換えの主導者は誰か』（中央公論新  
社、二〇一一年）、瀬間正之『古事記』序文生成論典拠再考―上代  
日本の作文の一例として』（『アジア遊学』一六二、二〇一三年）。

なお『書紀』述作者が『帝王世紀』を直接参照したのか、それとも  
類書などを經由した間接利用であったのかについては、今後検討す  
る必要がある。

<sup>4</sup> 拙稿註1「文章表現からみた隼人」、七二頁。拙稿註1「大宝令前  
後における隼人の位置付けをめぐって」。

5 この項で取り上げる南島覺国使剽劫事件、大宝二年・和銅六年・養老四年の隼人の「反乱」について、永山修一が研究史を整理し分析を行っているので、参照されたい。永山修一「隼人の戦いと国郡制」（同『隼人と古代日本』、同成社、二〇〇九年）。

6 天武紀十一年秋七月甲午条。

7 天武紀朱鳥元年（六八六）九月丙寅条、持統紀元年（六八七）五月乙酉条。

8 持統紀元年七月辛未条。

9 持統紀六年（六九二）閏五月己酉条。

10 持統紀三年（六八九）春正月壬戌条、持統紀九年（六九五）五月乙未条、同丁卯条。

11 文武紀四年（七〇〇）六月庚辰条。

12 文武紀二年（六九八）四月壬寅条。

13 中村明蔵「南島覺国使と南島人の朝貢をめぐる諸問題」（同『古代隼人社会の構造と展開』、岩田書院、一九九八年）、一八七頁以下。

永山註5「隼人の戦いと国郡制」、五三頁。

14 小林茂文「隼人の敗北と社会」（続日本紀研究会編『続日本紀研究』二五二、一九八七年）、田中聡「隼人・南嶋と国家―国制施行と神話―」（日本史論叢会編『日本史論叢』一二、一九八九年）、竹森友子「南島と隼人―文武四年覺国使剽劫事件の歴史的背景―」（奈良女子大学大学院人間文化研究科編『人間文化研究科年報』二二、二〇〇七年）、など。

15 『統紀』大宝二年九月戊寅条、同十月丁酉条。

16 『統紀』和銅六年夏四月乙未条。

17 『統紀』和銅六年七月丙寅条。

18 『統紀』和銅七年（七一四）三月壬寅条。

19 『統紀』養老四年二月壬子条。

20 『統紀』養老四年三月丙辰条。

21 『統紀』養老四年六月戊戌条、同八月壬辰条。

22 『統紀』養老五年（七二二）七月壬子条。

23 『統紀』養老六年（七二二）四月丙戌条、『統紀』養老七年（七二二）四月壬寅条。

24 吉井巖「日向神話」（『國文學―解釈と教材の研究―』二三、一四、一九七八年）、永山修一「日向国の成立」（宮崎県編『宮崎県史通史編 古代2』、一九九八年）、拙稿註1「日向神話」と南九州、隼人―出典論との関わりから―、などを参照されたい。

25 永山修一「古代の日向―『古事記』の日向関係記事を中心に―」（宮崎県地域史研究会編『宮崎県地域史研究』二七、二〇一二年）、三四、三五頁。

26 大平聡「古代国家と南島」（宮城学院女子大学キリスト教文化研究所編『沖縄研究ノート』六、一九九六年）。

27 永山註5「隼人の戦いと国郡制」、八九、九四頁。

28 なお註23養老六年四月丙戌条でも蝦夷と隼人が並記されるが、これは養老の蝦夷・隼人の「反乱」の戦後処理に関して言及された記事

であり、蝦夷と隼人が並んで王権儀礼に参列しているわけではないので、本稿の議論とは関わらない。

<sup>29</sup> 中村明蔵「隼人司の成立とその役割」（同『熊襲・隼人の社会史研究』、名著出版、一九八六年）、二九二頁。

<sup>30</sup> このことについては、永山註5「隼人の戦いと国郡制」、九二頁以下、を参照されたい。

<sup>31</sup> 拙稿「国栖の歌笛奏上とこれに関わる官司について」（名古屋市立大学大学院人間文化研究科編『人間文化研究』四、二〇〇六年）。

<sup>32</sup> 伊藤註1「蝦夷と隼人はどこが違うか」七一・七二頁、など。

<sup>33</sup> 瀬間正之『海宮訪問』と『経律異相』（同『記紀の文字表現と漢訳伝典』、おうふう、一九九四年）。

<sup>34</sup> 中村註29「隼人司の成立とその役割」。中村明蔵「隼人の移配と律令国家の形成―畿内制と淨穢觀念にふれて―」（中村註13『古代隼人社会の構造と展開』、三一・三二頁。永山註5「隼人の戦いと国郡制」、九〇頁）。

<sup>35</sup> 澤木智子「日本古代の行幸における従駕形態をめぐって——八世紀を中心にして——」（日本女子大学史学研究会編『史艸』三〇、一九八九年）、七五・七六頁。

<sup>36</sup> 仁藤敦史「古代国家における都城と行幸——「動く王」から「動かさない王」への変質——」（同『古代王権と都城』、吉川弘文館、一九九八年）、三五六・三五七頁。仁藤敦史「古代王権と行幸」（同『古代王権と官僚制』、臨川書店、二〇〇〇年）、九六頁以下。ただし仁

藤は隼人の行幸参加について、令制以前からの古い儀礼だとする（前掲「古代王権と行幸」、九六頁）が、本稿で考察してきたとおり、これについては従えない。

<sup>37</sup> 永山修一「隼人と律令制」（下條信行ほか編『新版古代の日本第3巻 九州・沖縄』、角川書店、一九九一年）、一七六頁。永山註5「隼人の戦いと国郡制」、八九頁。

<sup>38</sup> 駒井和愛「日本民族のなりたち」（『日本と世界の歴史第1巻 古代（日本）先史―5世紀』、学習研究社、一九六九年）。駒井和愛「熊襲・隼人考」（古代学協会編『古代文化論攷…浜田耕作先生追憶』、一九六九年）。中村明蔵「隼人の名義をめぐる諸問題」（同『隼人と律令国家』、名著出版、一九九三年）。

<sup>39</sup> 前掲註21『統紀』養老四年六月戊戌条。  
<sup>40</sup> 河内春人「日本古代における礼的秩序の成立―華夷秩序の構造と方位認識―」（『明治大学人文科学研究所紀要』四三、一九九七年）、二一〇・二一一頁。

<sup>41</sup> 拙稿註1「隼人論の現在」、四七・四八頁。  
<sup>42</sup> 隼人の王権守護的性格が後次的なものであることは、伊藤も論及しており、議論の一部を参照した。伊藤註1「延喜式における隼人の天皇守護と「隼人」夷狄論」批判」、二三・二九頁。

<sup>43</sup> 永山註25「古代の日向―『古事記』の日向関係記事を中心に―」、二八・二九頁。

<sup>44</sup> 坂上康俊「古代の日向国」（坂上康俊ほか『県史45 宮崎県の歴

史』山川出版社、一九九九年)、六三頁。また、永山註24「日向神話」、一〇四・一〇五頁。

<sup>45</sup> 細井浩志「律令国家の国史編纂」(同『古代の天文異変と史書』吉川弘文館、二〇〇七年)、三二八頁。

<sup>46</sup> 遠藤慶太『日本書紀』の分註——伝承の複数性から——(大阪歴史学会編『ヒストリア』二一四、二〇〇九年)、遠藤慶太『東アジアの日本書紀—歴史書の誕生—』(吉川弘文館、二〇一二年)一五・一六頁、など。

<sup>47</sup> 例えば、水口幹記「奈良時代の『日本書紀』読書——養老講書をめぐる——」(新川登亀男ほか編『史料としての『日本書紀』——津田左右吉を読みなおす』勉誠出版、二〇一一年)、など。

<sup>48</sup> 拙稿註1「大宝令前後における隼人の位置付けをめぐって」。

<sup>49</sup> 瀬間正之「出生の神話——垂仁記・火中出産譚の存在と漢訳仏典——」(古橋信孝ほか編『古代文学講座四 人生と恋』、勉誠社、一九九四年)、瀬間註33『記紀の文字表現と漢訳仏典』、など。

<sup>50</sup> 拙稿註1「日向神話」と南九州、隼人——出典論との関わりから——。  
<sup>51</sup> 中村明蔵「インタビュー 隼人の文化圏——相互を写す鏡としての隼人と蝦夷」(東北芸術工科大学東北文化研究センター編『東北学』四、二〇〇一年)、一四〇頁。寺川眞知夫「日向神話の設定」(『万葉古代学研究所年報』二、二〇〇四年)、二五・二六頁。

<sup>52</sup> 拙稿註1『記・紀』隼人関係記事の再検討(一)(二)(三)、拙稿註1「大宝令前後における隼人の位置付けをめぐって」。

表1 天孫降臨・火中出産譚（第九段）表

第八	第七	第六	第五	第四	第三	第二	第一	紀本文	記	降臨地	
		日向襲之高千穂添山峰		日向襲之高千穂日二上峰		日向穂日高千穂之峰	筑紫日向高千穂穗触之峰	日向襲之高千穂峰	笠紫日向之高千穂之久士布流多氣	国境	ホノニギギ
		巡覽		○		○		○	言祝ぎ	通った所	
				ソシシの空国		ソシシの胸副国		ソシシの空国		到った所	
		吾田の笠狭の御碕に到り、竹登長屋に入る。		吾田の笠狭の御碕				吾田の笠狭の碕		国譲り	
		○		○		○		○		会った所	
						海浜			笠沙の御前	名前	コノハナノサクヤヒメ
		コノハナノサクヤヒメ	アタカシツヒメ		カムアタカシツヒメ	カムアタカシツヒメ		カシツヒメ	カムアタツヒメ	別名	
		トヨアタツヒメ				コノハナノサクヤヒメ		①カムアタツヒメ ②コノハナノサクヤヒメ	コノハナノサクヤヒメ		
※オミホリにカレ連祖。弟ニコノヒリセヒデむ。	ホ子アコ張遠のノでナヤ娶ノ、ホ産マがヒリ、アホ、ヒ産マセツ娶ノ、リ、ホを※キタをホリヨコミむ。	ホノスセリ	産ノ、スノヒデを（ホリ、スホノ順）4むアホミヲコミ	ホノアカリ	ホノスセリ	ホノスセリ		ホノスソリ（隼人等が始祖）	ホデリ（隼人の阿多君が祖）	長男	ホノニギギとコノハナノサクヤヒメの子
		ホノヲリ（またヒコホデミ）		ホノスス（またスセリ）	ホノアカリ	ホノスセリ	ヒコホホデミ	ホスセリ	次男		
		※第六降臨にオシホギ兄ノカマヤ生、そのアグヤ尾張が等祖。			ホノヲリホヒデ	ホノアカリ	ホノスセリ	ホノアカリ連張が等祖	ホヲリ（まは名ツヒタカヒコホデミ）	三男	

「日向神話」の隼人像（原口）

表 2 海宮訪問譚（第十段）表

第四	第三	第二	第一	紀本文	記	
ホノヲリ (弟)	ホノスセリ	兄 (海幸山幸の 言明なし)	ホノスセリ	ホノスソリ	ホデリ	海幸彦
ホノスセリ (兄)	ヒコホホデミ	ヒコホホデミ (海幸山幸の 言明なし)	ヒコホホデミ	ヒコホホデミ	ホヲリ	山幸彦
弟の徳を知り 罪に伏す(伏 辜)  俳優  具体的な踊り の所作の描写	弟に帰伏  手を挙げ溺れ 苦しむ	伏罪  (奴僕・)俳 人・狗人  弟の神徳を知 り、伏事  ホノスセリの 苗裔、諸の隼 人等が天皇の 宮に狗として 奉仕		伏罪  俳優の民  吾田君小橋等 が本祖	「荒き心」を 持っていたが 「稽首」  守護人  種々の態	服属譚
※海幸・山幸 の役割が通常 と逆。					※隼人の阿多 君が祖	備考